

## 中期計画の改正について

1. 今後、政府全体の取組みとして、独立行政法人全体に関して、以下のことが予定されている。

- ①「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に沿った独立行政法人等における主要な業務・システムの最適化の実施
- ②「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に沿った独立行政法人等の総人件費改革

2. これらについては、17年度中に厚生労働省から中期目標の改正が示される予定であり、総合機構では対応して次の点について、中期計画の改正を行うこととしている。

○主要な業務・システムの最適化実現に向けた取組み

○人件費改革への取組み

## 【参 考】

### 1. 最適化計画関係

#### ○「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日） 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定【関係部分抜すい】

1. 独立行政法人等を所管する府省においては、独立行政法人等における主要な業務・システム（年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上）の最適化を実現するため、独立行政法人等において取り組むべき以下の事項を、原則として、平成17年度中に、中期目標に盛り込む。

(1) 国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定と実施を行うこと。

(2) 業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、徹底した業務改革を断行し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現すること。

(3) 業務・システムに関する最適化計画については、原則として、平成19年度末までの出来る限り早期に策定することとし、その策定にあたっては、業務運営の効率化・合理化に係る効果・目標を数値により明らかにすること。また、策定した最適化計画を速やかにインターネットの利用その他により公表するものとする。（略）

### 2. 行政改革関係

#### ○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日）閣議決定【関係部分抜すい】

#### 4 総人件費改革の実行計画等一（1）総人件費改革の実行計画

##### ウ その他の公的部門の見直し

##### ① 独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人

(ア) 主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人について、各法人ごとに、国家公務員に準じた人件費の削減の取組を行うことを中期目標において示すこととする。

(イ) 各法人は、中期目標に従い、今後5年間で5%以上の人件費の削減を行うことを基本とする（日本司法支援センター及び沖縄科学技術研究基盤整備機構を除く。）。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組むものとする。各法人の長は、これらの取組を含む中期計画をできる限り早期に策定し、主務大臣は、中期計画における削減目標の設定状況や事後評価等を通じた削減の進捗状況等を的確に把握するものとする。（略）